

問 12 譲渡損益調整資産が減価償却資産である場合の戻入額の計算

問 譲渡法人から譲り受けた譲渡損益調整資産が譲受法人において減価償却資産である場合において、その譲渡法人が繰り延べている譲渡利益額又は譲渡損失額の戻入額の計算はどのように行うこととなりますか。

答 譲渡法人における戻入額（益金の額又は損金の額に算入する金額）の計算は次の①原則法又は②簡便法により行うこととなります。

① 原則法

$$\text{戻入額(注1)} = \frac{\text{譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} \times \text{譲受法人において償却費として損金の額に算入された金額}}{\text{譲受法人における譲渡損益調整資産の取得価額}}$$

② 簡便法

$$\text{戻入額} = \frac{\text{譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額} \times \text{譲渡法人の当該事業年度開始の日からその終了の日までの期間(注2)の月数}}{\text{譲受法人がその譲渡損益調整資産について適用する耐用年数} \times 12}$$

(注1) 調整済額がある場合には一定の調整計算を要します。

調整済額とは、譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき、既に譲渡法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額の合計額をいいます。

(注2) 譲渡の日を含む事業年度にあっては譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間となります。

(注3) ②の簡便法の適用をするためには一定の要件を満たす必要があります。

【解説】

譲受法人において減価償却資産に該当する譲渡損益調整資産については、その償却費が損金の額に算入された場合、譲渡利益額又は譲渡損失額を繰り延べている内国法人（譲渡法人）は、その繰り延べている譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額に一定割合を乗じて計算した戻入額を、益金の額又は損金の額に算入することとなります。

この戻入額を計算する方法には、原則法、簡便法の二つがあります。

原則法とは、譲受法人における譲渡損益調整資産の取得価額に占める償却費として損金の額に算入された金額の割合を用いる方法をいい、簡便法とは、譲受法人が適用する耐用年数に12を乗じたものに占める譲渡法人の事業年度の月数の割合を用いる方法をいいます。

なお、簡便法を適用する場合には次の点に注意する必要があります。

(1) 対象資産

簡便法は譲受法人において減価償却資産又は繰延資産に該当するものに限り適用することができます。

(2) 適用要件

簡便法を適用しようとする譲渡損益調整資産の譲渡の日の属する事業年度の確定申告書に簡便法により計算した益金の額又は損金の額に算入する金額及びその計算

に関する明細の記載がある場合に限り適用されます(この明細の記載がない場合には原則法によります。)。この明細の記載に当たっては、別表十四(四)の該当欄を使用します。

(3) 有恕規定

上記(2)の記載がない確定申告書の提出があった場合でも、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、簡便法を適用することができます。

(4) その他

簡便法を適用した場合の戻入額は、譲受法人において償却費として損金の額に算入された金額に関係なく、その譲渡損益調整資産について譲受法人が適用する耐用年数を基礎として計算を行うこととなりますので、譲受法人において償却費として損金の額に算入した金額を每期譲渡法人に対して通知する必要はなく、取得時に適用する耐用年数を通知するだけで足りります。

なお、譲受法人において償却費として損金の額に算入された金額にかかわらず(例えばゼロであっても)、譲渡法人側においては簡便法により計算した戻入額を益金の額又は損金の額に算入することとなります。

【適用関係】

上記の措置は、法人が平成22年10月1日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について適用されます。

【関係法令】

法61の13②

法令122の14④⑤⑥⑧⑨⑰⑱

改正法附則22①

改正令附則15①